住所　滋賀県彦根市新海浜１丁目３番地９
セサール・ヨシ・ヒロ・ゴヤ・エノストロサ
昭和59年４月29日生
住所　滋賀県長浜市法楽寺町27番地３
エドバルド・アンドラデ・デ・オリヴェイラ
昭和33年６月27日生
住所　東京都江東区辰巳１丁目９番47―303号
林詩双　平成元年８月２日生
住所　千葉県松戸市松戸2266番地１
徐玉植　昭和45年２月９日生
住所　千葉市美浜区幸町２丁目11番５―205号
李春女　昭和53年８月12日生
住所　千葉県市原市椎津799番地６
李傑　昭和48年６月27日生
住所　千葉県市原市姉崎1058番地２
李双　昭和53年３月14日生
住所　千葉県船橋市本町２丁目３番21―702号
鄧暁玲　昭和55年６月21日生
住所　千葉県四街道市四街道１丁目18番22号
白梨香　昭和57年12月30日生
住所　千葉県印西市原山３丁目８番地８―202号
レ・ティ・ゴック・スオン　昭和61年２月８日生
住所　千葉県成田市吾妻１丁目９番地１
金駿煥　昭和９年10月18日生
金貴陽　昭和12年10月11日生

○文化庁告示第三十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第１項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体を指定する。

平成二十二年八月二十五日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園	平成十九年文部科学省告示第八号	秋田市（秋田県）

○文化庁告示第四十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第１項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十二年八月二十五日

文化庁長官　近藤　誠一

住所　千葉県四街道市内黒田313番地８
パメラ・ヒメネス　昭和54年８月９日生
キアン・ヒメネス・コディアンコ　平成18年８月４日生
住所　愛知県一宮市萩原町西宮重字西光堂45番地５
トトンプディウィビアット　昭和47年２月12日生
住所　千葉県松戸市常盤平３丁目25番地
徐**琳**　昭和49年11月４日生
住所　千葉県木更津市西岩根５番11号
エセル・マリ・シカッド　平成８年４月28日生
住所　東京都新宿区百人町４丁目８番７―201号
臧大可　昭和51年11月20日生
住所　千葉県佐倉市鏑木町２丁目８番地５
リチャード・セイミツ・ヨナミネ・フアレス
平成元年７月23日生
住所　愛知県半田市大高町２丁目13番地
李鍾大　昭和25年１月10日生
金英子　昭和32年６月26日生
李知由　昭和58年７月24日生
李知誉　昭和60年７月30日生
李高永　平成元年10月１日生
住所　東京都三鷹市中原１丁目３番23号
李知佳　昭和56年８月７日生
住所　三重県四日市市万古町２番25―807号
金未來　昭和55年６月９日生
住所　三重県四日市市八田１丁目９番２号
金未央　昭和57年12月15日生

○文化庁告示第四十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第１項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、岐阜県中津川市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十二年八月二十五日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
中山道	昭和六十二年文部省告示第百十九号、平成三年文部省告示第五十五号及び平成二十二年文部科学省告示第十八号	中津川市（岐阜県）

○文化庁告示第四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第１項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十二年八月二十五日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
奥羽街道	平成二十二年文部科学省告示第十二号	一戸町（岩手県） 岩手町（岩手県）
泉官衙遺跡	平成二十二年文部科学省告示第十二号	南相馬市（福島県）
荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡	平成二十二年文部科学省告示第十二号	下仁田町（群馬県） 中之条町（群馬県）
東海道宇津ノ谷峠越	平成二十二年文部科学省告示第十二号	静岡市（静岡県） 藤枝市（静岡県）
姉川城跡	平成二十二年文部科学省告示第十二号	神埼市（佐賀県）
伊礼原遺跡	平成二十二年文部科学省告示第十二号	北谷町（沖縄県）

○文化庁告示第四十三号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第１項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十二年八月十一日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十二年八月二十五日

文化庁長官　近藤　誠一

愛知県（ただし、愛知芸術文化センター愛知県図書館が実施する業務に限る。）

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
静岡遺跡	昭和六十二年文部省告示第三号	苫小牧市（北海道）